

## 新型コロナウイルスに感染した場合の児童生徒等のケア

### 1 「命を守る」(感染者発生時の対応)

#### (1) 現状

- ・市立学校園で濃厚接触者となった児童生徒等はあるが、感染者の報告はない。
- ・万が一に備え、感染が確認された場合の対応についてシミュレーションを行っている。
- ・教育委員会と関係部局で情報の共有（保健所、危機管理室、こども総務課（放課後児童クラブ）等）

※各学校園に、教職員又は児童生徒等が濃厚接触者に特定された場合やPCR検査を受けることとなった場合、教育委員会に報告を依頼。

PCR検査受検 → 通常の消毒＋該当者の机、椅子、ボックス等の消毒  
2日前からの行動把握（学校園内）  
名簿の準備（教職員、児童生徒等）

PCR検査結果 → 陰性 → 濃厚接触者…14日間の健康観察（出席停止）  
濃厚接触者以外…制限なし  
陽性 → 当該児童生徒等…治癒するまで出席停止  
学校園…早退＋2日間臨時休業  
新たな濃厚接触者の特定（保健所）  
PCR検査（児童生徒等＋教職員）

#### (2) 感染者又は濃厚接触者となった児童生徒等への対応

保護者、本人の気持ちに寄り添うことを優先

（心のケア、配布物の受け渡し、連絡方法、受け入れ態勢整備等）

#### (3) 今後の対応

- ・本人、保護者に寄り添いながら、丁寧に対応する。
- ・今後の対応方針の変化（感染症の分類変更等）に柔軟に対応する。

### 2 「心に寄り添う」(児童生徒等の心のケア)

#### (1) 差別・偏見から児童生徒等を守る対策

ア 全ての教育活動を通じた人権教育の推進

日頃から、学校に対しては、あらゆる人権課題について、無知や固定観念等による偏見や差別がないよう、全ての教育活動を通じて人権教育を行うよう学校訪問などで指導している。

#### イ 臨時休業中の学校への通知

学校が臨時休業となった3月以降、文部科学省や県教委等からの通知通達をはじめ、市教委からの学校宛通知等の中で、新型コロナウイルス感染症に伴う偏見や差別の防止の徹底を繰り返し要請した。

#### ウ 人権教育課通信「道」を通じた啓発

学校に向けて、月刊及び臨時で配信している人権教育課通信を通じて、いじめや差別・偏見の防止に効果的であると考え教材や学習資料等及び各学校での取組を紹介している。

<テーマの一例>

「正しい知識に基づきデマを拡散しないこと」

「不安や恐れが大きくなることにより、他の人に攻撃的になってしまうこと」

「気を付けていても誰しも感染する可能性があること」

「感染した人や医療関係者などの気持ちを思いやることの大切さ」

<紹介した学習資料>

「ウイルスの次にやってくるもの」(日本赤十字社)

「新型コロナウイルスの3つの顔を知ろう！～負のスパイラルを断ち切るために～」(日本赤十字社)

「ハンセン病の向こう側」(厚生労働省)

「安心して感染したい」(新潟県見附市 Facebook 公式ページ)

#### エ 文部科学大臣のメッセージの周知・活用の依頼

8月に出された文部科学大臣のメッセージを各学校に周知し、活用を依頼した。

#### オ 学校だより等の配付物を通じた保護者への啓発

##### (2) スクールカウンセラーの配置

・小学校16校、全中学校にスクールカウンセラー、市立3高等学校に学校カウンセラーを配置している。また、緊急なケアや対応が必要な場合は学校サポート・スクラムチームの臨床心理士を派遣している。

・令和2年8月末現在で、コロナに特化したいじめ事案の認知はない。

### 3 「学びの保障」(ICTの活用)

(1) 新型コロナウイルス感染症に関連して自宅待機となった児童・生徒と学校とのつながりを確保するとともに学びを保障するため、希望するすべての児童・生徒に学習用端末を貸し出す。

(2) 家庭に通信環境が整っていない場合は、コロナ禍の緊急対応としてルーターを貸し出す。

(3) TV 会議システムを使った健康観察や心のケア及びオンライン学習を行う学校に対して、指導主事や ICT 支援員が支援を行う。